

安心社会を支える税制を実現するために

税制に対する生保労連の考え方

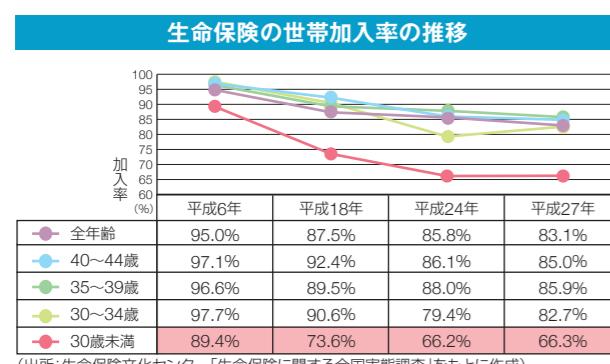
少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度改革が進められています。2012年8月に施行された社会保障制度改革推進法においては、改革を進めるにあたっての基本的な考え方として、「公的保障と私的保障の最適な組み合せ」が示されています。今後、国民の生活保障を支えるために、公助である社会保障制度とともに、自助である私的保障の役割がますます重要となります。

わたしたちは、国民・勤労者の生活保障を支え、21世紀の少子高齢社会を「安心と活力のある社会」とするために、以下の考え方方に基づく税制を実現するべきと考えます。

国民の生活保障をめぐる現状

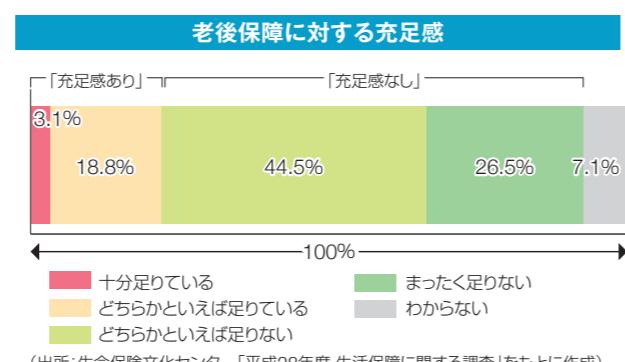
不安定化が懸念される国民生活

生命保険の世帯加入率は83.1%となっており、家計収入の減少等により、低下傾向にあります。このことは特に30歳未満の若年層において顕著となっています。今後、十分な保障を得られない層が増加し、国民生活全体の不安定化につながることが懸念されます。



国民の多くが老後生活に不安を抱いている

老後のための私的経済的準備に公的保障や企業保障を加えた老後資金の充足感をみると、「充足感なし」と感じている層が「充足感あり」とする層を大きく上回っている状況にあります。このように、国民の多くは老後生活に不安を抱いています。



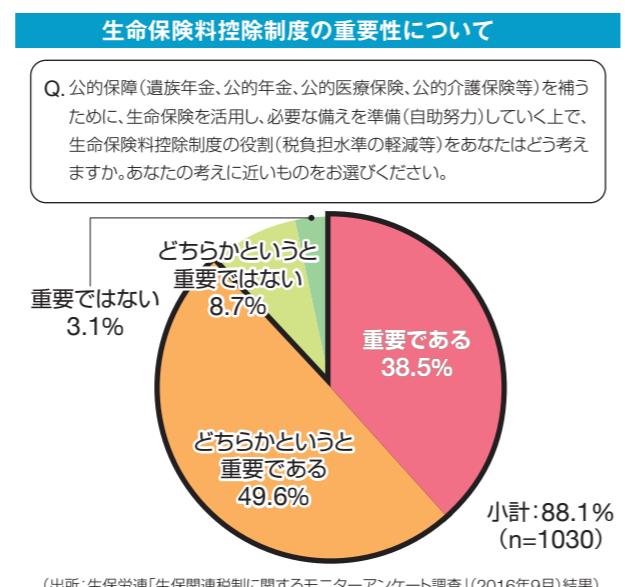
わたしたちの基本的な考え方

安心社会を支える税制の実現を

少子高齢化の進行等、社会構造が大きく変化する中、安心社会を築いていくためには、公的保障と私的保障の適切な組合せ（公私ミックス）による生活保障システムの確立が不可欠です。

とりわけ、社会保障制度全体の「負担」と「給付」をめぐる厳しさや急速な高齢化等を踏まえると、国民一人ひとりの将来に向けた「自助努力」の果たす役割が今後ますます重要となることは明らかです。

それゆえ、わたしたちは、国民一人ひとりの自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかる必要があると考えます。



わたしたちの提言

Our Proposal

国民・勤労者の生活を支える税制支援策の拡充を

社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、社会保障制度が持続可能となるよう改革を進めるとともに、国民・勤労者一人ひとりの「自助努力」を支援することがますます重要となります。

社会保障制度の見直しに応じて生命保険料控除制度の拡充を

生命保険は、自助努力による生活保障手段として、相互扶助という独自のシステムを通じ、国民生活の安定に寄与しており、私的保障における中心的な役割を果たしています。また、こうした役割を支援・促進する税制支援措置である生命保険料控除制度の重要性はますます高まっています。

こうしたことから、わたしたちは、国民の将来に向けた自助努力をさらに支援・促進するため、生命保険料

控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充をはかるべきと考えます。

あわせて、現在、平成23年12月以前の契約と平成24年1月以降の契約で適用される生命保険料控除制度が異なる状況にありますが、制度の簡素化をはかり、国民にとってより分かり易い制度となるよう、両制度の一本化をはかる必要があると考えます。

平成23年12月以前の契約		
所得控除限度額	所得税10万円(地方税7万円)	
生命保険料控除	遺族保障 介護保障 医療保障	所得税5万円 (地方税3.5万)
個人年金保険料控除	老後保障	所得税5万円 (地方税3.5万)

平成24年1月以降の契約		
所得控除限度額	所得税12万円(地方税7万円)	
一般生命保険料控除	遺族保障	所得税4万円 (地方税2.8万)
介護医療保険料控除	介護保障 医療保障	所得税4万円 (地方税2.8万)
個人年金保険料控除	老後保障	所得税4万円 (地方税2.8万)

要望		
所得控除限度額 所得税15万円(地方税7万円)		
一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
遺族保障	介護保障 医療保障	老後保障
所得税5万円 (地方税3.5万)	所得税5万円 (地方税3.5万)	所得税5万円 (地方税3.5万)

働き手を失った遺族の生活改善に向けて死亡保険金の相続税非課税措置の拡充を

働き手を失った遺族の収入状況は非常に厳しい実態にあります。また、今後の経済情勢や雇用に関する動向等によっては、当該家庭の家計は一層厳しくなることも懸念されます。公的遺族保障については、例えば子ども1人の世帯の遺族基礎年金は1カ月あたり83,716円(平成27年度価格)であり、生活資金必要額を賄う上では決して十分ではありません。

こうした状況を踏まえ、遺族の生活資金を確保すべく、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算し、その拡充をはかる必要があると考えます。